

京都府建築物耐震改修促進計画(令和8~17年度) の概要

社会的背景等

南海トラフ地震の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が確実視
令和6年能登半島地震を受け、建築物の耐震化を加速させる施策の推進は喫緊の課題

令和7年国基本方針の改正により、耐震化の促進に向けた目標設定・施策の見直し

策定方針

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、
南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させる。

計画の概要

耐震化の現状と目標

住宅

【現状】(令和5年)
耐震化率 約90%
[木造戸建等約83%、その他住宅約96%]

公共施設等

【現状】(令和4年10月時点)
耐震化率 95.3% (防災拠点となる府内の公共施設)

要緊急安全確認大規模建築物

【現状】(令和6年度末)
耐震性不足 28/185棟 [耐震性不足解消率85%]

緊急輸送道路沿道建築物

【現状】(令和6年度末)
耐震性不足 29/33棟 [耐震性不足解消率12%]

【目標】(～令和17年度)

耐震性が不十分なものを概ね解消

※特に密集市街地等の耐震化重点エリアにおいては、旧耐震基準の住宅の状況を個別に把握しながら、耐震化の着実な進展を図る。

【目標】(～令和11年度)

第四次京都府戦略的地震防災対策推進 プランに基づき、早急に耐震化

【目標】(～令和17年度)

耐震性が不十分な28棟全てを耐震化 [耐震性不足解消率100%]

【目標】(～令和17年度)

倒壊時、前面道路の空き幅員が4m未満となり、緊急車両が通行困難となる10棟を優先して耐震化 [耐震性不足解消率42%]

耐震診断・改修の促進を図るための施策に関する事項

○住宅に関する施策

- ・地震から府民の命を守るため、住宅の減災に向けた総合的な取組を推進
- ・耐震診断、耐震改修、簡易改修及び耐震シェルター設置等への補助制度活用の促進
- ・各地域の耐震化率や高齢化率等の地域特性や世帯特性に対応した耐震化の促進
- ・密集市街地等の市町村が特に耐震改修を促進すべきとして選定する区域（＝耐震化重点エリア）で耐震化の個別状況を把握しながら、市町村と地域の取組を支援
- ・高齢者世帯住宅や大規模な古民家等への耐震改修補助や融資制度の活用、耐震シェルター設置等の促進
- ・各種の住宅施策との連携、リフォーム工事と併せた耐震化工事の啓発
- ・木造住宅耐震診断士の養成、費用負担軽減策の普及、平成12年以前建築の木造住宅の耐震診断を啓発
- ・地域の防災性の向上や建替えにつながる除却を支援
- ・家具の転倒防止等地震に備えた取組を広く実施し、住宅の減災化を促進

○公共性の高い建築物に関する施策

- ・第四次京都府戦略的地震防災対策推進プランに基づき、早急に耐震化を促進

○要緊急安全確認大規模建築物に関する施策

- ・所有者へ補助制度の周知、相談支援体制の構築による耐震化の働きかけを強化

○緊急輸送道路沿道建築物に関する施策

- ・所有者へ補助制度の周知、相談支援体制の構築による耐震化の働きかけを強化
特に倒壊時、緊急車両が通行困難となる建築物の所有者への支援を強化

啓発及び知識の普及に関する事項

- ・地震ハザードマップの被害想定を周知し、耐震化のきっかけとなるよう啓発
- ・セミナー、講習会の開催や町内会等と連携した出前講座等により耐震化を啓発
- ・耐震化重点エリア等において住宅等の所有者に対する個別の周知等の強化
- ・建築士等の専門家が様々な観点から助言できる相談支援体制の構築

耐震改修促進法等による指導等に関する事項

- ・多数の者が利用する建築物等、建築物の用途・規模に応じ所有者に指導等を実施

建築物の耐震改修等の促進に関し必要な事項

- ・本計画と整合を図り、市町村耐震改修促進計画の改定を行うよう誘導
- ・市町村や関係団体と連携した耐震化の推進